明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第二節　施設等機関
［第一款・第二款　略］
第三款　削除
［第四款・第五款　略］
第三節　［略］
［第二章～第四章　略］
附則
（警備対策室及び企画官）
第十条　［略］
２　［略］
一　刑務所、少年刑務所及び拘置所に収容中の者（次号において「刑務所等被収容者」という。）の規律、警備その他これらの施設の保安に関すること。
［二～四　略］
［３・４　略］
（処遇企画官）
第十五条　［略］
２　処遇企画官は、命を受けて、保護観察及び刑事施設又は少年院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。
第三款　削除
第二十一条　削除

（保護観察所組織規則の一部改正）
第九条　保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（首席保護観察官の職務）	（首席保護観察官の職務）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］

第二節　施設等機関
［第一款・第二款　同上］
第三款　婦人補導院（第二十一条）
［第四款・第五款　同上］
第三節　［同上］
［第二章～第四章　同上］
附則
（警備対策室及び企画官）
第十条　［同上］
２　［同上］
一　刑務所、少年刑務所、拘置所及び婦人補導院に収容中の者（次号において「刑務所等被収容者」という。）の規律、警備その他これらの施設の保安に関すること。
［二～四　同上］
［３・４　同上］
（処遇企画官）
第十五条　［同上］
２　処遇企画官は、命を受けて、保護観察及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。
第三款　婦人補導院
第二十一条　婦人補導院については、婦人補導院組織規則（平成十三年法務省令第五号）の定めるところによる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［一～四　略］
［号を削る。］
五　［略］
六　刑事施設又は少年院に収容されている者に対する生活環境の調整に関すること（社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。
七～十七　［略］
２　東京保護観察所及び大阪保護観察所の首席保護観察官二人は、それぞれ第一担当及び第二担当とし、第一担当の首席保護観察官は、更生保護施設において行う前項第一号から第四号までに掲げる事務、同項第五号に掲げる事務、更生保護施設を帰住予定地とする同項第六号及び第七号に掲げる事務、同項第八号から第十三号まで並びに第十五号から第十七号までに掲げる事務を、第二担当の首席保護観察官は、同項第一号から第四号まで、第六号及び第七号（第一担当の首席保護観察官の所掌に属する事務を除く。）並びに第十四号に掲げる事務をつかさどる。
（社会復帰対策官の職務）
第四条の二　社会復帰対策官は、命を受けて、前条第一項第六号、第八号及び第十六号に掲げる事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。

［一～四　同上］
五　婦人補導院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者の保護観察に関すること。
六　［同上］
七　刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容されている者に対する生活環境の調整に関すること（社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。
八～十八　［同上］
２　東京保護観察所及び大阪保護観察所の首席保護観察官二人は、それぞれ第一担当及び第二担当とし、第一担当の首席保護観察官は、更生保護施設において行う前項第一号から第五号までに掲げる事務、同項第六号に掲げる事務、更生保護施設を帰住予定地とする同項第七号及び第八号に掲げる事務、同項第九号から第十四号まで並びに第十六号から第十八号までに掲げる事務を、第二担当の首席保護観察官は、同項第一号から第五号まで、第七号及び第八号（第一担当の首席保護観察官の所掌に属する事務を除く。）並びに第十五号に掲げる事務をつかさどる。
（社会復帰対策官の職務）
第四条の二　社会復帰対策官は、命を受けて、前条第一項第七号、第九号及び第十七号に掲げる事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地方更生保護委員会事務局組織規則の一部改正）
第十条　地方更生保護委員会事務局組織規則（平成二十年法務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。